

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 2月28日
【報告者の名称】	株式会社ジュピターテレコム
【報告者の所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-6765-8158
【事務連絡者氏名】	IR部長 青山 佳弘
【縦覧に供する場所】	株式会社ジュピターテレコム (東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ジュピターテレコムをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)及びNJ株式会社(以下「NJ」といいます。)を総称して又は個別にいいます。また、KDDI及びNJを総称して「公開買付者ら」ということがあります。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利を指します。

(注5) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 / 1 KDDI株式会社

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

名称 / 2 NJ株式会社

所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成18年3月28日開催の当社定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権

平成19年4月27日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

平成20年7月29日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された中期インセンティブとしての新株予約権

平成21年4月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された中期インセンティブとしての新株予約権

平成21年3月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された長期インセンティブとしての新株予約権

平成22年2月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された中期インセンティブとしての新株予約権

平成22年2月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された長期インセンティブとしての新株予約権

平成23年2月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された中期インセンティブとしての新株予約権

平成23年2月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された長期インセンティブとしての新株予約権

平成24年2月29日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された中期インセンティブとしての新株予約権

平成24年2月29日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された長期インセンティブとしての新株予約権（以下、上記
ないし の新株予約権と併せて、「本新株予約権」といいます。）

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年2月26日開催の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社普通株式及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者に対して、本公開買付けに応募することを推奨する（以下「本賛同表明等」といいます。）旨の決議をいたしました。

上記取締役会は、下記「(3) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及びKDDIより、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

KDDIは、本書提出日現在、当社の発行済普通株式総数（当社が平成25年1月29日に公表した「平成24年12月期決算短信[米国基準]（連結）」に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数6,947,813株、以下同じです。）の30.71%（2,133,797株）を所有しており、当社を持分法適用関連会社としております。NJは、住友商事及びKDDIが、住友商事及びKDDIの平成24年10月24日付プレスリリース「株式会社ジュピターテレコムの株券等に対する公開買付けに関するお知らせ」（以下「10月付買付者プレスリリース」といいます。）において公表いたしましたとおり、住友商事及びKDDIが、平成24年10月24日付で当社の共同運営に関して締結した株主間契約（以下「本件株主間契約」といいます。）に基づき、当社の普通株式及び新株予約権を取得することを目的として平成25年1月7日に設立された会社で、現在、住友商事及びKDDIが、それぞれ50%ずつ出資し、取締役を1名ずつ派遣しているとのことです。なお、住友商事は、本書提出日現在、当社の発行済普通株式総数の39.98%（2,777,912株）を所有しており、当社を持分法適用関連会社としております。

10月付買付者プレスリリースで公表していたとおり、住友商事及びKDDIは、本件株主間契約に基づき、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えていること等一定の条件が満たされた場合に、当社の非上場化並びに当社に対する住友商事及びKDDIの議決権保有比率をそれぞれ50%ずつとすることを目的として、KDDIと、NJとが共同して本公開買付けを実施することを、住友商事及びKDDIのそれぞれの取締役会において決定していたとのことです（なお、住友商事及びKDDIは、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を、平成25年2月26日開催のそれぞれの取締役会において、平成24年10月24日に決定した1株当たり110,000円から、1株当たり123,000円に変更することを決議しているとのことです。）。今般、当該国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、その他本件株主間契約に定める公開買付者らが本公開買付けを開始する条件が充足されたため、当該決定に従い、公開買付者らは、平成25年2月26日、共同して本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定しないとのことです。従って、本公開買付けにおいては、応募のあった全ての株券等の買付け等を行うとのことですが、応募のあった株券等のうち、(i)(a)住友商事及びKDDIの保有議決権数が同数になるまでの数（644,115株）の普通株式については、全てKDDIが買付け等を行い、(b)それを超える数の普通株式については、全てNJが買付け等を行い、(ii)本新株予約権については、全てNJが買付け等を行うとのことです。

本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式（本新株予約権の行使により交付される当社の普通株式を含みます。但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、公開買付者らは、本公開買付けに応募された株券等の数にかかわらず、本公開買付け後に、住友商事、KDDI及びNJ、又は住友商事及びKDDIが、当社の発行済株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得するための手続（詳細は、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）を実施する予定とのことです。

本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付けの成立後の経営方針

当社は、平成7年に住友商事とTele-communications International, Inc(現Liberty Global Inc)の合併会社として事業を開始して以来、日本におけるケーブルテレビ事業の普及・拡大に取り組み、平成19年に株式会社ジュピターTVを吸収合併後は、「ケーブルテレビ事業」と「メディア事業」という、多チャンネルサービス等を配信するプラットフォームとコンテンツを併せ持つ国内唯一の総合メディア企業グループへと成長を遂げています。ケーブルテレビ事業では、映像サービス(ケーブルテレビサービス)に、高速インターネット接続、電話を加えた「放送・通信の複合サービス」を業界に先駆けて提供し、現在、札幌、仙台、関東、関西、九州の5つの大都市圏において、11社50局のケーブルテレビ事業子会社を通じ、約374万世帯(平成25年1月末時点)のお客様にこれら3サービスを提供しています。一方、メディア事業では、映画やドラマ、スポーツ、ドキュメンタリーなどの分野において、多チャンネル市場に欠かすことのできない17の専門チャンネルに対する出資及びその運営を行い、ケーブルテレビ、衛星放送、IPマルチキャスト放送等への番組供給を行っております。

住友商事及びKDDIによれば、住友商事は、メディア・ライフスタイル分野において幅広いビジネスを展開しており、メディア事業については、昭和59年に新規事業として進出して以来25年以上にわたり、日本における当該事業の普及・拡大に取り組んできたとのことです。その中でも、特に多チャンネルケーブルテレビサービス・高速インターネットサービス・固定電話サービスをワン・ストップでお客様に提供するケーブルテレビ事業と、ケーブルテレビ、衛星放送向けの専門チャンネル運営事業については、メディア事業の中核と位置付け、これまで積極的に資本や人材などの経営資源を投下してきたとのことです。ケーブルテレビ事業については、平成7年1月に日本で初めて複数のケーブルテレビ局を統括運営(Multiple System Operator)する当社を設立、住友商事の経営資源を継続的に投下し、その成長を牽引してきたとのことです。平成17年3月には、JASDAQ市場スタンダード(以下、「JASDAQ市場」といいます。)への上場に株主として同意し、住友商事グループの保有する幅広い経営資源を当社に提供することを通して、当社の持続的な成長に貢献するとともに、日本におけるケーブルテレビ業界の発展にも貢献できるよう、努力を続けてきたとのことです。平成19年9月には、住友商事が中核事業として運営してきた専門チャンネル運営会社である株式会社ジュピターTVの事業の主要な部分である専門チャンネル事業を当社が統合することに同意し、そのことによりメディア事業の強化を図り、また、当社の株券に対する公開買付けを平成22年2月に公表し、同年4月に完了して、今日まで当社の筆頭株主として当社を支援、運営してきたとのことです。

住友商事及びKDDIによれば、KDDIは、「au」ブランドのもと、移動体通信（au携帯電話）事業と固定通信（ブロードバンド・インターネット/電話）事業の双方を提供する唯一の総合通信事業者としてシームレスにつながる新しい通信環境の実現に努めているとのこと。KDDIのケーブルテレビ事業への取り組みは、平成10年に子会社を通じたケーブルテレビの高速インターネットのサービスに始まり、平成17年にはケーブルテレビ向け固定電話サービス「ケーブルプラス電話」の提供を開始したとのこと。ケーブルプラス電話は現在では93社177局のケーブルテレビ事業者と提携し、約268万世帯のお客様にご利用いただくまでになり、ケーブルテレビ業界の事業発展に寄与できるように取り組んできたとのこと。また平成18年には国内第2位のケーブルテレビ統括運営会社(MSO)であるジャパンケーブルネット株式会社（以下「JCN」といいます。）へ出資を行い(平成19年には連結子会社化)、ケーブルテレビ事業の経営に本格的に参加し、また、平成23年7月には業界3位のMSOである株式会社コミュニティネットワークセンターに資本参加して、中部地区のケーブルテレビ事業に取り組んでいるとのこと。当社には、平成22年2月に相対取引による出資を行い、住友商事と共同で当社の事業の運営、及び拡大を支援してきたとのこと。

平成22年6月、当社、住友商事及びKDDIの3社間でアライアンスの検討に関する覚書を締結し、住友商事とKDDIは、当社の企業価値向上を図るために最大限の協力を行うことで合意しました。

住友商事によれば、この合意にもとづき、住友商事は、メディア・リテイル・ネットワーク関連事業等の広範な事業基盤と当社との連携強化を更に進め、長年に亘り経営を主導してきた子会社であるアスミック・エースエンタテインメント株式会社の株式を当社に譲渡し、当社の独自コンテンツ開発戦略に資する取り組みなどを進めてきたとのこと。

住友商事及びKDDIによれば、KDDIは、上記アライアンスの合意に基づき、平成22年8月から関西地区において、当社とお互いのサービスを相互に販売するクロスセルを開始し、営業面で当社とのアライアンスの拡大に取り組んだとのこと。また、平成22年12月からKDDIの関連会社であるUQコミュニケーションズ株式会社のWiMAXインフラを利用(MVNO)した無線インターネットサービスを当社が提供し、さらに、平成23年4月からはKDDIの「ケーブルプラス電話」のプラットフォームを活用した「J:COM PHONE プラス」が開始され、現在では約78万世帯の当社のお客様にご利用いただくまでに成長したとのこと。また、平成24年2月からは利用者が急増しているスマートフォンと当社の固定通信サービス（インターネット、固定電話）を組み合わせた割引サービスである「auスマートバリュー」を開始し、当社の多くのお客様にご利用いただくなど、顧客基盤の拡大に繋がる各種施策を進めているとのこと。一方、インフラ面でも、平成24年3月からは、全国五大都市圏に展開する当社のサービスエリアを結ぶ中継回線のKDDI IPコア網への移行を開始しており、当社のサービスの信頼性向上とコスト削減に取り組んでいるとのこと。

住友商事及びKDDIによれば、日本の有料多チャンネル放送市場は、ケーブルテレビ、衛星多チャンネル放送、IP放送で構成されており、その全体市場規模は今後もゆるやかな成長が見込まれるものの、中期的なトレンドは、成長ステージから成熟化ステージへの移行が進んでいくと思われるとのことです。一方、競争環境は、ケーブルテレビ、衛星多チャンネル放送、IP放送間の競合に加え、スマートフォン、タブレット端末等の新たなデバイスの普及、インターネットによる多様なサービスの拡大、顧客のライフスタイルの変化等の環境変化により、新たなサービスが出現してきており、それらサービス提供者との競争も含め、一層競争が激化していくと思われるとのことです。これらの事業環境、競争環境の変化を反映し、ケーブルテレビ事業者を含む有料多チャンネル事業者、メディア事業者、インターネットサービス事業者等の中での、業種を超えた提携等が加速し、産業構造の変化も予見されるステージとなっていくと見られているとのことです。

住友商事及びKDDIによれば、日本の固定ブロードバンド市場についても有料多チャンネル市場と同様、今後もゆるやかな成長が見込まれるものの、中期的なトレンドは、成長ステージから成熟化ステージへの移行が進んでいくと思われるとのことです。また、近年、無線インターネットの高速化が著しく進んでおり、固定ブロードバンド事業と無線インターネット事業の競合、あるいは、両事業の融合・補完による新たなサービス形態の創出など、業界の転換点にあると思われるとのことです。加えて、多様なサービスが展開される中、顧客のニーズも変化しており、顧客の利用機会、利用目的にあったサービスが必要とされる時代となりつつあるとのことです。

住友商事及びKDDIによれば、上記の事業環境見通しを踏まえて、このたび、住友商事とKDDIは、当社の競争優位性を維持・向上させ、お客様に満足いただける高品質のサービスを永続的に提供することを通じて当社の持続的な成長を実現するためには、3社のアライアンスを更に深化させ、当社を非公開化し住友商事とKDDIの共同経営体制にすることで両社が保有する経営資源をより積極的に投下することを可能にし、特にKDDI傘下のJCNと当社のケーブルテレビ事業の統合による事業規模の拡大を含めた各種施策を一層のスピード感を持って取り進めるとともに、当社の非公開化により、上場会社として、短期的な業績の推移で企業価値が評価される資本市場を意識して、短期的な業績向上のみを目的とするのではなく、より中長期的な視点で研究開発費や設備投資費を含む経営資源を投入することで、画期的な新製品・新サービスに取り組める経営体制を築くことが極めて重要であるという認識に至ったとのことです。そして、本公開買付け及びその後の住友商事、KDDI及びNJ、又は住友商事及びKDDIが、当社の発行済株式（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを目的とする一連の取引を実施し、住友商事とKDDIの出資比率を50%:50%として当社について対等に共同経営を行うことが最善であるという結論に至り、本件株主間契約を締結したとのことです。

住友商事及びKDDIによれば、10月付買付け者プレスリリースで公表していたとおり、本件株主間契約では、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えていること等一定の条件が満たされた場合に、KDDIとNJとが共同して本公開買付けを実施することを住友商事及びKDDIの間で合意していたとのことです（なお、上記のとおり、住友商事及びKDDIは、平成25年2月26日開催のそれぞれの取締役会において、本公開買付け価格を、当社普通株式1株当たり123,000円に変更することを決議したとのことです。）。

住友商事及びKDDIによれば、今般、当該国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了したことを受けて、KDDIは、本件株主間契約に定める公開買付者らが本公開買付けを開始する条件が充足されたことを確認し、平成25年2月26日に本公開買付けの開始を決定したとのことです。また、NJは、大株主であるKDDIの上記の決定を確認するとともに、大株主である住友商事においても、本件株主間契約に定める公開買付者らが本公開買付けを開始する条件が充足されたと判断したことを確認の上、平成25年2月26日に本公開買付けの開始を決定したとのことです。上記の決定に従い、公開買付者らは、共同して本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

住友商事及びKDDIによれば、本公開買付け後、住友商事及びKDDIは、当社について住友商事、KDDIの共同経営体制へ移行させ、その後、所定の手続きを経て、当社の非上場化を行う予定とのことです。非上場化後の当社の経営においては、迅速且つ柔軟に各種戦略の策定と実行を行い、また、両社による共同経営の精神に則り両社の持つ経営資源を当社に投入することにより、当社の持続的な企業価値の向上を図る所存とのことです。

具体的には、当社が現在、推進している地域密着サービス強化によるコミュニティサービスパートナー、メディア・コンテンツ事業強化による総合メディア事業グループへの転換という中期的な方針を維持しつつ、当社がその全部取得条項付普通株式の全てを取得した後にKDDI傘下のJCNを株式取得及び合併又はその他の方法により当社に統合する方針であり、双方のケーブルテレビ事業統合による事業規模の拡大と持続的な成長を推進する予定とのことです。また、住友商事は、平成7年の当社の設立以来培ってきた所轄官庁、社団法人日本ケーブルテレビ連盟、事業エリアにおける地方自治体及び地元株主等、当事業のステークホルダーの皆様等との良好な関係並びに経験豊富な人的資源の提供も引き続き維持しつつ、事業進出以来20年以上にわたる放送・映画分野も含めたメディア業界における知見、リテイル・IT・不動産等の多様な事業領域との連携の深耕を通じて、また、KDDIは、これまでKDDIが培ってきたケーブルテレビ事業における経営資源を当社に提供するとともに、移動通信・固定通信の両方を併せ持つ総合通信事業者として、シームレスにつながる新しい通信環境を実現する技術開発力を、当社のサービス開発に活用し、最先端のスマートフォンと連携した新しい映像放送サービスの体験を当社がお客様に提供していくことを一層支援して、当社の更なる飛躍を目指しこれまで以上の成長を実現させる所存であるとのことです。

なお、住友商事及びKDDIによれば、当社は本公開買付け終了後、KDDIの連結対象会社となる予定とのことです。

住友商事及びKDDIによれば、両社は、当社の共同運営等に関し、本件株主間契約を締結しているとのことです。

住友商事及びKDDIによれば、住友商事及びKDDIは、本公開買付けの決済の完了後の当社の経営体制について、本件株主間契約において、住友商事及びKDDIが、それぞれ同数の当社取締役、監査役及び代表取締役の指名権を有するものと定めており、本公開買付けの決済の完了後は、住友商事及びKDDIによる出資比率50:50の共同経営体制としていくことを予定しているとのことです。なお、当社が非上場化されるまでは、大阪証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たす者1名を当社の監査役に選任する予定とのことです。

また、住友商事及びKDDIは、当社がその全部取得条項付普通株式の全てを取得した後に、当社を存続会社とし、NJを消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を実施する予定とのことです。また、上記のとおり、住友商事及びKDDIは、当社がその全部取得条項付普通株式の全てを取得した後に、KDDI傘下のJCNを株式取得及び合併又はその他の方法により当社に統合する方針であり、当社とJCNのケーブルテレビ事業等統合による事業規模の拡大と持続的な成長を推進する予定とのことです。かかる当社によるJCNの統合に関する具体的な条件については、当社がその全部取得条項付普通株式の全てを取得するために必要な株主総会決議後に当社との協議を開始する予定とのことですが、住友商事及びKDDIは、当社がその全部取得条項付普通株式の全てを取得した後約4ヶ月後程度を目途に、当社によるJCNの統合を行うことを予定しているとのことです。

本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由

(i)平成24年10月24日までの経緯

当社は、平成24年9月28日、住友商事及びKDDIから、本公開買付け及び下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のその後に予定された一連の手続（以下「本取引」と総称します。）（但し、公開買付価格を当社普通株式1株あたり110,000円（以下「当初提案公開買付価格」といいます。）とするもの。）を実施する意向についての初期的な概要説明を受けました。

当社は、かかる初期的な概要説明を受け、当社の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所、財務アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を選任しました。

また、平成24年10月9日に当社取締役会を開催し、同取締役会において、(i)当社、住友商事及びKDDIのいずれからも独立性の高い弁護士、公認会計士その他の専門的知見を有する委員により構成される第三者委員会を設置すること、(ii)第三者委員会に対して、(a)本公開買付けについて、当社取締役会が賛同の意見を表明すべきか否か、及び、賛同する場合に、本公開買付けへの応募を推奨するとの意見を表明すべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、並びに、(b)本公開買付けについて賛同及び応募推奨の意見表明の決定並びに本公開買付け後に当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施の決定を当社取締役会が行うことが、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べること（以下「本件委嘱事項」といいます。）を諮問すること、並びに、(iii)第三者委員会の委員は3名とし、委員は弁護士、公認会計士その他の専門的知見を有する者で、当社、住友商事及びKDDIのいずれからも独立性の高い者から選任することを前提とした上で、委員の選定を大澤善雄氏、両角寛文氏、高橋誠氏、御子神大介氏、森修一氏及び大山俊介氏を除く出席取締役5名のうち比較的最近（平成23年3月又は6月）まで住友商事又はKDDIの役職員であった山添亮介取締役及び中井芳紀取締役を除く青木智也取締役、福田峰夫取締役及び加藤徹取締役の3名に一任することを決議しました。かかる決議に基づき、青木取締役、福田取締役及び加藤取締役は、当社、住友商事及びKDDIのいずれからも独立性の高い弁護士、公認会計士その他の専門的知見を有する複数の委員候補者の中から、全員一致で、弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士である国谷史朗氏、早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授である服部暢達氏並びに株式会社ミオアンドカンパニー及びオクト・アドバイザーズ株式会社代表取締役である三尾徹氏を第三者委員会の委員として選任し、第三者委員会を設置しました。

その後、当社は、住友商事及びKDDIから、平成24年10月15日付で、本取引に関する書面による提案書を受領し、本取引についての説明を受けました。かかる提案に対し、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所からの助言を受けながら、同月17日から23日までの間、住友商事及びKDDIに対する公開買付価格の引上げの要請を行い、公開買付価格についての協議・交渉等を行いました。住友商事及びKDDIからは、一貫して、110,000円という当初提案公開買付価格は少数株主に配慮した十分な価格であって、これを引き上げることはできないとの回答を受領しておりました。

第三者委員会においては、当社による上記平成24年10月15日付提案書を受領後、同日から同月23日までの間に、合計5回の委員会（以下「第1期第三者委員会」といいます。）が開催され、本件委嘱事項についての協議及び検討が行われました。第1期第三者委員会における協議及び検討に際しては、当社に対し当社の事業計画及び本取引の当社企業価値に与える影響等についての説明が求められ、これらについての質疑応答が行われたこと、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式価値算定の結果についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、住友商事及びKDDIに対し、3回にわたり質問書が送付され、これに対する回答が行われたこと、当社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から公開買付価格についての住友商事及びKDDIとの価格交渉の経緯についての報告が行われ、これについての質疑応答が行われたこと、森・濱田松本法律事務所から、本取引に関する当社の意思決定過程その他の事項についての説明等が行われ、これらについての質疑応答が行われたこと、上記のほか、本取引に係る関連資料等が提出されたことなどにより、本取引に関する情報収集等が行われております。なお、第1期第三者委員会においては、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、平成22年2月に公表された住友商事による当社株券に対する公開買付けの際の当社普通株式1株当たり13万9,500円の公開買付価格（以下「平成22年公開買付価格」といいます。）について、平成22年2月から相当期間が経過していること、平成22年2月当時と現在とでは、固定通信キャリアとの更なる競争激化等によるARPU(加入世帯当たり月次収益)の下落傾向の継続、高速モバイル通信市場の急速な拡大等に伴うタブレットPC等経由の代替的映像配信ビジネスの拡大等、当社の属する国内ケーブルテレビ業界を取り巻く経営環境や成長性が変化していることなどから、当初提案公開買付価格が平成22年公開買付価格を下回っていることは、当初提案公開買付価格の妥当性を否定することにはならない旨の説明もなされております。

第1期第三者委員会は、これらを踏まえ、本件委嘱事項についての協議及び検討を行った結果、平成24年10月23日、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対し、(a)本公開買付けについて、当社取締役会が賛同の意見を表明すること、及び当社の株主及び新株予約権者が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは相当である、(b)当社取締役会が、本公開買付けについて賛同及び応募推奨の意見を表明すること並びに本公開買付け後に住友商事及びKDDIが当社の発行済株式の全てを直接又は間接に取得するための手続の実施の決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申を行い、同日付で当社取締役会に答申書（以下「10月付答申書」といいます。）を提出しました。

第1期第三者委員会から受領した10月付答申書によれば、第1期第三者委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- (i) 当初提案公開買付価格は、10月付株式価値算定書（以下に定義します。）の算定結果に照らして妥当なものといえること、10月付フェアネス・オピニオン（以下に定義します。）においても、本公開買付価格は当社の株主（住友商事及び公開買付者ら並びにそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当なものとされていること、市場株価に対して同種事案に照らして遜色ないプレミアムが付されていること、当社と住友商事及びKDDIとの間で数度にわたり買付価格を引き上げる旨の交渉が行われたこと、本新株予約権の買付価格についても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の当社に対する新株予約権の買付価格に関する助言に照らし、普通株式に係る当初提案公開買付価格から行使価格を除いた買付価格は妥当な価格であると認められること。
- (ii) 本取引及び当初提案公開買付価格が、本取引が当社の企業価値に与えるシナジー等の影響という観点から、特段問題となる点は見当たらないこと。
- (iii) 下記「（ 3 ） 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の措置等により、適正・公正な手続を通じて少数株主の利益に対する配慮がなされていると認められること。

また、当社は、下記「（ 3 ） 当社における当社、住友商事及び公開買付者らから独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、平成24年10月23日付で当社の普通株式の株式価値算定書（以下「10月付株式価値算定書」といいます。）を受領し、当社の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、同日付で本取引に際して適用される当初提案公開買付価格が当社の株主（住友商事及び公開買付者ら並びにそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオン（以下「10月付フェアネス・オピニオン」といいます。）を取得し、その内容の説明を受けました。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券からは、本新株予約権の買付価格に関する助言を受けました。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所による助言を受けつつ、上記第1期第三者委員会の10月付答申書の内容、10月付株式価値算定書及び10月付フェアネス・オピニオンの内容等を踏まえ、慎重に協議・検討し、平成24年10月24日開催の取締役会において、(i) 本取引を実施することにより、JCNと当社のケーブルテレビ事業の統合による事業規模の拡大、住友商事及びKDDIの経営資源の有効活用、住友商事及びKDDIのメディア業界を含めた多様な事業領域との連携深耕等により、当社の企業価値の向上に資すると考えられること、(ii) 当初提案公開買付価格は、10月付株式価値算定書におけるDCF分析による算定結果のレンジに含まれ、当該算定結果の中間値付近にあり、かつ、市場株価分析及び類似企業比較分析による算定結果のレンジの上限を上回っていること、当社の株主（住友商事及び公開買付者ら並びにそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（10月付フェアネス・オピニオン）を取得していること、当社の市場株価に対して、本取引と同種の事案におけるプレミアム水準に照らし遜色ないプレミアムが付されていることから、当初提案公開買付価格は、妥当なものであり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、本新株予約権についても、本新株予約権に係る買付価格は、当初提案公開買付価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の保有者に対して合理的な新株予約権売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

その上で、下記「(3) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」に記載のとおり、決議につきより公正性を保つ観点から棄権した2名の取締役を除く出席取締役全員の一致により、10月24日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました(以下「10月付賛同予定決議」といいます。)

なお、住友商事及びKDDIによれば、本公開買付けは、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えていること等一定の事項を条件として開始されるとのことであり、国内外の競争法当局における手続には一定の時間がかかることが予想され、当該手続に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるとされていた点に鑑み、平成24年10月24日開催の取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、当社第三者委員会に対して、第三者委員会が10月付答申書で表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及び、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しました。

(ii)平成24年10月24日以降の経緯

その後、当社は、平成25年1月9日に、住友商事及びKDDIから、中国の競争法当局に対する事前審査の状況を踏まえ、早ければ2月上旬にも本公開買付けを開始したいとの連絡を受けました。

当社は、かかる連絡を受け、直ちに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所の助言を求め、当社としての対応を協議、検討すると共に、平成25年1月18日には本公開買付けの賛同の可否等を検討するために当社が設置した第三者委員会を再開しました。当社は、かかる協議・検討に際し、まず、当社の平成24年12月期の業績が10月付株式価値算定書及び10月付フェアネス・オピニオンにおいて前提としていた当社の事業計画とほぼ変わらないものであることをはじめ、平成24年10月24日以降当社の事業計画その他当社の企業価値の算定に影響を与える重大な変更がないことを確認しました。

その一方で、類似企業の市場株価及び株式市況全体については、平成24年10月24日以降一定程度の上昇が認められることを踏まえつつ、当社の一部株主から当初提案公開買付け価格の引上げを求める意見が寄せられていることも勘案し、当社は、当初提案公開買付け価格の引上げを求めるべく、住友商事及びKDDIとの間で本公開買付けに係る買付け価格その他の条件についての再度の協議・交渉を行うべきであると判断しました。

そして、当社は、平成25年1月22日に、住友商事及びKDDIに対し、本公開買付けに係る買付け価格その他の条件についての協議・交渉の再開を申し入れ、公開買付け価格引上げに向けた協議・交渉を行ってまいりました。

この間、当社は、住友商事及びKDDIから、平成25年2月8日に、同日時点では中国において中国の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了していないため、平成25年2月上旬までに本公開買付けを開始することはできなくなった旨の連絡を受け、また、平成25年2月18日に、中国における中国の競争法に必要な手続及び対応が完了したため平成25年2月27日に本公開買付けを開始したい旨の連絡を受けております。

当社は、平成25年1月22日から同年2月19日までの間、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所からの助言並びに第三者委員会における検討も踏まえ、住友商事及びKDDIとの間で、公開買付価格引上げに向けた協議・交渉を真摯に継続し、その結果、平成25年2月19日に、公開買付価格を123,000円に引き上げた上で本公開買付けを実施したい旨の最終提案を受けました。

第三者委員会においては、平成25年1月18日に第6回委員会が開催され、その後、同年2月25日までの間に、合計9回の委員会（以下「第2期第三者委員会」といいます。）が開催され、本公開買付けへの賛同及び応募推奨の可否等についての協議及び検討が行われました。第2期第三者委員会における協議及び検討に際しては、(i)平成24年10月24日以降の当社の事業計画その他当社の企業価値の算定に影響を与える重大な変更の有無、(ii)平成24年10月24日以降の類似企業の市場株価の推移及び株式市況全体の推移、(iii)平成24年10月24日以降本公開買付けに関して当初提案公開買付価格を引き上げることを求める当社の少数株主の意見、(iv)本株式価値算定書（以下に定義します。）及び本フェアネス・オピニオン（以下に定義します。）の内容、並びに、(v)住友商事及びKDDIとの間の価格交渉の状況について、それぞれ、当社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又は森・濱田松本法律事務所から説明がなされ、質疑応答が行われたほか、本取引に係る関連資料等が提出されることなどにより本取引に関する情報収集が行われております。

第2期第三者委員会は、これらを踏まえ、本公開買付けへの賛同及び応募推奨の可否等についての協議及び検討を行った結果、平成25年2月25日、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対し、(a)本公開買付けについて、当社取締役会が賛同の意見を表明すること、及び当社の株主及び新株予約権者が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは相当である、(b)当社取締役会が、本公開買付けについて賛同及び応募推奨の意見を表明すること並びに本公開買付け後に住友商事及びKDDIが直接又は間接に当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施の決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申を行い、同日付で当社取締役会に答申書（以下「2月付答申書」といいます。）を提出しました。

第2期第三者委員会から受領した2月付答申書によれば、第2期第三者委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は、10月付答申書の内容に加え、以下のとおりであるとのことです。

- (i) 平成24年12月期決算等によれば、10月付答申書以降、当社の業況に重大な変更はみられないこと。
- (ii) 本公開買付価格は、2月付株式価値算定書（以下に定義します。）の算定結果に照らして妥当なものといえること、また、2月付フェアネス・オピニオン（以下に定義します。）においても、本公開買付価格は当社の株主（住友商事及び公開買付者ら並びにそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当なものとしてされていること、2月付株式価値算定書における算定の手法について、10月付株式価値算定書における算定の手法から特段の変更はなく、整合性が認められること。
- (iii) 当社と住友商事及びKDDIとの間で真摯な買付価格の引上げ交渉がなされたこと、かかる交渉により、最終的に、当初提案公開買付価格から13,000円（約11.8%）（小数点以下第二位を四捨五入、以下同じ。）の引上げがなされたこと。
- (iv) 平成24年10月24日以降、株式市況全体が上昇しているものの、類似企業の市場株価の動向や本公開買付価格が当初提案公開買付価格から13,000円（約11.8%）引き上げられたことを総合考慮すれば、本公開買付価格のプレミアムの水準は、平成24年10月24日以降の株式市況の状況を踏まえてもなお、本取引と同種の近時の事案に照らして、遜色ないものと評価できること。

- (v) 本公開買付価格は、平成22年公開買付価格を下回るものの、平成22年2月から相当期間が経過していること、平成22年2月当時と現在とでは、固定通信キャリアとの更なる競争激化等によるARPU(加入世帯当たり月次収益)の下落傾向の継続、高速モバイル通信市場の急速な拡大等に伴うタブレットPC等経由の代替的映像配信ビジネスの拡大等、当社の属する国内ケーブルテレビ業界を取り巻く経営環境や成長性が変化していることなどから、本公開買付価格が平成22年公開買付価格を下回っていることは、本公開買付価格の妥当性を否定することにはならないと考えられること。
- (vi) 本新株予約権の買付価格についても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の当社に対する新株予約権の買付価格に関する助言に照らし、普通株式に係る本公開買付価格から行使価格を除いた買付価格は妥当な価格であると認められること。
- (vii) 当社の平成24年10月24日付プレスリリース「住友商事株式会社及びKDDI株式会社らによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明についてのお知らせ」公表後においても、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の措置等により、適正・公正な手続を通じて少数株主の利益に対する配慮がなされていると認められること。

また、当社は、10月付株式価値算定書及び10月付フェアネス・オピニオンの基準日から4ヶ月以上の期間が経過していることから、下記「(3) 当社における当社、住友商事及び公開買付者らから独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、平成25年2月25日付で当社の普通株式の株式価値算定書(以下「2月付株式価値算定書」といい、10月付株式価値算定書と併せて「本株式価値算定書」といいます。)を受領し、改めて当社の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、同日付で本取引に際して適用される本公開買付価格が当社の株主(住友商事及び公開買付者ら並びにそれらの関係会社を除きます。)にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオン(以下「2月付フェアネス・オピニオン」といい、10月付フェアネス・オピニオンと併せて「本フェアネス・オピニオン」といいます。)を取得し、その内容の説明を受けております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券からは、本新株予約権の買付価格に関する助言を受けております。

当社は、このように、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所による助言を受けつつ、上記第1期第三者委員会の10月付答申書の内容及び第2期第三者委員会の2月付答申書の内容、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容等を踏まえ、慎重に協議・検討してまいりました。

かかる協議・検討を踏まえ、当社は、平成25年2月26日開催の取締役会において、本取引を実施することについて以下のとおり判断しました。まず、本公開買付価格の妥当性の判断においては、平成24年10月24日開催の取締役会において検討した事項に加え、(i) 2月付答申書内容及び結論、(ii) 本公開買付けの実施予定が公表された平成24年10月24日以降平成25年2月26日までの間に当社の事業計画その他当社の企業価値の算定に影響を与える重大な変更は生じていないこと、(iii) 当社と住友商事及びKDDIとの協議・交渉により、公開買付価格が110,000円から123,000円に引き上げられたこと、(iv) 本公開買付価格は、2月付株式価値算定書におけるDCF分析による算定結果のレンジの上限を上回っており、DCF分析による算定結果の上限値とほぼ同額であること、かつ、類似企業分析による算定結果の上限を上回っていること及び当社の株主（住友商事及び公開買付者ら並びにそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（2月付フェアネス・オピニオン）を取得していること、(v) 2月付答申書においても、平成24年10月24日以降、株式市況全体が上昇しているものの、類似企業の市場株価の動向や本公開買付価格が当初提案公開買付価格から13,000円（約11.8%）引き上げられたことを総合考慮すれば、本公開買付価格のプレミアムの水準は、平成24年10月24日以降の株式市況の状況を踏まえてもなお、本取引と同種の近時の事案に照らして、遜色ないものと評価できるとされていること、(vi) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の説明によれば、本公開買付価格は、平成22年公開買付価格を下回るものの、平成22年2月から相当期間が経過していること、平成22年2月当時と現在とでは、固定通信キャリアとの更なる競争激化等によるARPU(加入世帯当たり月次収益)の下落傾向の継続、高速モバイル通信市場の急速な拡大等に伴うタブレットPC等経由の代替的映像配信ビジネスの拡大等、当社の属する国内ケーブルテレビ業界を取り巻く経営環境や成長性が変化していることなどから、本公開買付価格が平成22年公開買付価格を下回っていることは、本公開買付価格の妥当性を否定することにはならないと考えられること等も踏まえ、本公開買付価格は妥当なものであり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、本新株予約権についても、本新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の保有者に対して合理的な新株予約権売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

その上で、下記「(3) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」に記載のとおり、決議につきより公正性を保つ観点から棄権した2名の取締役を除く出席取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、本公開買付けの検討及び協議・交渉に際しては、下記「(3) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」に記載のとおり、取締役会における利益相反を回避するため、以下のような対処をしております。まず、当社の取締役11名のうち、住友商事及びKDDIの役職員を兼務する大澤善雄氏、両角寛文氏、高橋誠氏及び御子神大介氏の4名並びに比較的最近(平成23年3月)まで住友商事又はKDDIの役職員であった森修一氏及び大山俊介氏は、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、当社の立場において本取引の検討、本取引に関する住友商事及びKDDIとの協議・交渉に参加していません。また、他の取締役5名のうち、比較的最近(平成23年3月又は6月)まで住友商事又はKDDIの役職員であった山添亮介取締役及び中井芳紀取締役は、取締役会の定足数を確実に充足する観点から、平成25年2月26日開催の取締役会を含む本取引に関する取締役会に出席しておりますが、決議につきより公正性を保つ観点から、本取引に関する取締役会において一切発言せず、決議においては棄権しているほか、取締役会への出席を除き、当社の立場において本取引の検討、本取引に関する住友商事及びKDDIとの協議・交渉に参加していません。

また、当社は、平成25年2月26日開催の当社取締役会において、本新株予約権の新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者らに対して譲渡することについて、包括的に承認いたしました。この他、当社は、同日開催の当社取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年6月30日を基準日とする平成25年12月期の中間配当を行わないことを決議しております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、住友商事及びKDDIが、合計で当社の議決権約71.55%を保有する大株主であり、当社取締役のうち2名がKDDIの代表取締役を、1名が住友商事の代表取締役を、1名が住友商事の役職員をそれぞれ兼務していること、当社の監査役のうち1名がKDDIの役職員を、1名が住友商事の役職員を兼務していることなどから、利益相反のおそれがあることを勘案し、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

当社における独立した第三者委員会の設置

当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する当社の意思決定過程における恣意性や利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するため、上記「(2) 本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成24年10月9日に第三者委員会を設立し、本件委嘱事項を諮問する旨の決議を行いました。

第三者委員会は、上記「(2) 本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下のとおり答申を行っています。

第1期第三者委員会は、平成24年10月15日から同月23日までの間に合計5回開催され、平成24年10月23日開催の第三者委員会において、委員全員一致の意見により、当社取締役会に対し、(a)本公開買付けについて、当社取締役会が賛同の意見を表明すること、及び当社の株主及び新株予約権者が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは相当である、(b)当社取締役会が、本公開買付けについて賛同及び応募推奨の意見を表明すること並びに本公開買付け後に住友商事及びKDDIが直接又は間接に当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施の決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申を行うこととし、同日付で当社取締役会に答申書を提出しました。

第2期第三者委員会は、平成25年1月18日から平成25年2月25日までの間に合計9回開催され、平成25年2月25日開催の第三者委員会において、委員全員一致の意見により、当社取締役会に対し、(a)本公開買付けについて、当社取締役会が賛同の意見を表明すること、及び当社の株主及び新株予約権者が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは相当である、(b)当社取締役会が、本公開買付けについて賛同及び応募推奨の意見を表明すること並びに本公開買付け後に住友商事及びKDDIが直接又は間接に当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施の決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申を行うこととし、同日付で当社取締役会に答申書を提出しました。

第三者委員会の各委員はいずれも専門的知見を有し、尚且つ当社、住友商事及びKDDIのいずれからも独立性の高い者であり、当社は、第三者委員会の各委員は本取引に関し当社の一般株主との利益相反は存しないと判断しております。

当社における当社、住友商事及び公開買付者らから独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本公開買付けにおける買付価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社並びに住友商事及び公開買付者らから独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から以下の書面を取得しています。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。

(i) 10月付株式価値算定書

当社は、当社の普通株式の株式価値の算定を三菱UFJモルガン・スタンレー証券に依頼し、平成24年10月23日付で10月付株式価値算定書を取得しております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による当社の株式価値の算定結果は、以下のとおりであります。

市場株価分析	:	1株当たり株式価値 78,961円～82,700円
類似企業比較分析	:	1株当たり株式価値 61,125円～89,420円
DCF分析	:	1株当たり株式価値 97,473円～123,014円

市場株価分析では、当社の株式に対する買付け等に関する憶測報道があった平成24年10月20日の直前取引日である平成24年10月19日を基準日として、JASDAQ市場における当社普通株式の基準日の終値(82,700円)、直近1ヶ月の終値平均(79,824円)、直近3ヶ月の終値平均(78,961円)及び直近6ヶ月の終値平均(81,028円)を基に、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を78,961円から82,700円までと分析しております。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を61,125円から89,420円までと分析しております。

DCF分析では、当社の事業計画、当社のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、当社の将来の収益予想に基づき当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を97,473円から123,014円までと分析しております。なお、DCF法による分析において前提とした事業計画および財務予測は大幅な増減益を見込んでおりません。

(ii) 10月付フェアネス・オピニオン

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、平成24年10月23日付で、当初提案公開買付価格が、当社の株主（住友商事及び公開買付者ら並びにそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（10月付フェアネス・オピニオン）を取得しています。なお、当社は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しておりませんが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券からは、本新株予約権の買付価格に関する助言を受けております。

(iii) 2月付株式価値算定書

当社は、10月付株式価値算定書の基準日から4ヶ月以上の期間が経過していることから、当社の普通株式の株式価値の算定を三菱UFJモルガン・スタンレー証券に再度依頼し、平成25年2月25日付で2月付株式価値算定書を取得しております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による当社の株式価値の算定結果は、以下のとおりであります。

市場株価分析 : 1株当たり株式価値 78,961円～82,700円
類似企業比較分析 : 1株当たり株式価値 64,322円～96,185円
DCF分析 : 1株当たり株式価値 97,281円～122,711円

市場株価分析では、当社の株式に対する買付け等に関する憶測報道があった平成24年10月20日の直前取引日である平成24年10月19日を基準日として、JASDAQ市場における当社普通株式の基準日の終値（82,700円）、直近1ヶ月の終値平均（79,824円）、直近3ヶ月の終値平均（78,961円）及び直近6ヶ月の終値平均（81,028円）を基に、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を78,961円から82,700円までと分析しております。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を64,322円から96,185円までと分析しております。

DCF分析では、当社の事業計画、当社のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、当社の将来の収益予想に基づき当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を97,281円から122,711円までと分析しております。なお、DCF法による分析において前提とした事業計画および財務予測は大幅な増減益を見込んでおりません。

なお、2月付株式価値算定書における算定手法は、10月付株式価値算定書における算定手法と同一の算定手法を用いておりますが、類似企業比較分析においては算定日が異なることにより算定結果に若干の差異が生じております。

また、DCF分析においても、平成24年12月期決算の実績値の確定及び平成25年12月期予算（なお、いずれも10月付株式価値算定書におけるDCF分析の前提とした当社の事業計画における計画値から重大な変更はありません。）を踏まえたことなどにより算定結果に若干の差異が生じております。

(iv) 2月付フェアネス・オピニオン

当社は、10月付フェアネス・オピニオンの基準日から4ヶ月以上の期間が経過していることから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、平成25年2月25日付で、本公開買付価格が、当社の株主（住友商事及び公開買付者ら並びにそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（2月付フェアネス・オピニオン）を再度取得しています。なお、当社は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しておりませんが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券からは、本新株予約権の買付価格に関する助言を受けております。

（注）上記（i）ないし（iv）の本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオン（以下併せて「本算定書等」といいます。）に関連して、当社の依頼を受けて本算定書等の作成並びに提出を行った三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、開示・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、以下の記載をご参照ください。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本算定書等の提出並びに本フェアネス・オピニオンに記載された意見の表明及びその基礎となる当社の普通株式の株式価値の分析・算定に際し、当社から提供を受け又は当社と協議した情報、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が検討の対象とした又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券のために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また当社の普通株式の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して未開示の事実はないことを前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。

また、当社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。加えて、当社の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。そして、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、かかる分析若しくは予測（シナジー効果を含みます。）又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の本算定書等及び分析は、当社の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、当社の取締役会が本取引の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の株主に対して、本公開買付けに関して応募すべきか否かについて何らかの意見表明や推奨を行うものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券の本算定書等及び分析は、本算定書等の日付当日の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手可能な情報に基づくものです。分析の基準時以降に発生する事象が分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において分析の内容に与える影響が明らかではない事象がありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。

本取引に関し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、そのサービスに対し、当社からその相当部分について本取引の完了を条件とする手数料を受領いたします。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社は、平成25年2月25日から遡って2年以内に、当社、住友商事及びKDDI並びにこれらの関係会社に対して、ファイナンシャル・アドバイザーとしての及びファイナンスについての役務を提供しており、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社はこれらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社は、将来において当社、住友商事及び公開買付者ら並びにこれらの関係会社に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

住友商事及び公開買付者らから独立した法律事務所からの助言

当社は、住友商事及び公開買付者らから独立した当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに関する手続の適法性、当社取締役会の意思決定の方法及び意思決定過程の公正性についての助言を受け、住友商事及びKDDIが提案した本取引を当社が受け入れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件や住友商事及びKDDIに対する再度の公開買付け価格交渉の要否・方法等について慎重に検討いたしました。

利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社は、住友商事及びKDDIからの本取引に関する説明、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを含む三菱UFJモルガン・スタンレー証券からの助言、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に協議、検討してまいりました。かかる協議、検討を経た結果、当社は、平成25年2月26日開催の取締役会において本賛同表明等を行う決議を行うに至っております。

また、当社は、10月24日開催の取締役会において、上記「3(2) 本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由(i)平成24年10月24日までの経緯」記載のとおり10月付賛同予定決議を行っております。

当社は、上記取締役会を含む本取引に関する取締役会における取締役と株主の利益相反を回避し、適正・公正な決議を実現するため、以下の措置を講じてまいりました。

まず、取締役について、当社の取締役11名のうち、住友商事又はKDDIの代表取締役を兼務する大澤善雄氏、両角寛文氏及び高橋誠氏の3名については、本取引に関する取締役会決議について特別の利害関係を有するものとして、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、定足数にも算入されておられません。また、いずれも、当社の立場において本取引の検討、本取引に関する住友商事及びKDDIとの協議・交渉に参加していません。同様に、現在住友商事の役職員を兼務する取締役御子神大介氏並びに比較的最近（平成23年3月）まで住友商事又はKDDIの役職員であった代表取締役社長森修一氏及び代表取締役副社長大山俊介氏についても、利益相反のおそれがあることから、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、いずれも、当社の立場において本取引の検討、本取引に関する住友商事及びKDDIとの協議・交渉に参加していません。

他の取締役5名のうち、比較的最近（平成23年3月又は6月）まで住友商事又はKDDIの役職員であった取締役山添亮介氏及び取締役中井芳紀氏については、取締役会の定足数を確実に充足する観点から、本取引に関する取締役会に出席しておりますが、決議につきより公正性を保つ観点から、本取引に関する取締役会において一切発言せず、決議においては棄権しているほか、取締役会への出席を除き、当社の立場において本取引の検討、本取引に関する住友商事及びKDDIとの協議・交渉に参加していません。上記両決議は以上の取締役を除く出席取締役全員一致によりなされています。

次に、監査役について、当該取締役会では、出席した常勤監査役藤本邦雄氏及び監査役山口勝之氏の監査役2名はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

また、当社の監査役4名のうち、住友商事又はKDDIの役職員を兼務する澁谷年史氏及び高木憲一郎氏は、決議につきより公平性、中立性を保つ観点から、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、本取引に係る取締役会に出席していません。なお、監査役山口勝之氏は、本取引におけるKDDIの法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所の所属弁護士ですが、山口氏によれば、西村あさひ法律事務所が本件を担当する弁護士との間で情報隔離措置を講じているとのことです。

また、当社は、平成25年2月26日開催の当社取締役会において、本新株予約権の新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者らに対して譲渡することについて、包括的に承認いたしました。この他、当社は、同日開催の当社取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年6月30日を基準日とする平成25年12月期の中間配当を行わないことを決議しております。

住友商事及び公開買付者らにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

住友商事及びKDDIによれば、住友商事及びKDDIは、住友商事及び公開買付者らの平成25年2月26日付プレスリリース「KDDI株式会社及びNJ株式会社による株式会社ジュビターテレコムの株券等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ（平成24年10月24日公表の公開買付け価格の引き上げに関するお知らせ）」、「1（4）住友商事及び公開買付者らにおける本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載のとおり、住友商事についてはゴールドマン・サックス証券株式会社から平成24年10月24日付及び平成25年2月26日付の株式価値算定書を、KDDIについてはJPモルガン証券株式会社から、平成24年10月23日付の株式価値算定書、並びに、一定の前提条件の下、本公開買付け価格がKDDIにとって財務的見地から公正である旨の平成24年10月23日付及び平成25年2月25日付の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しているとのことです。

なお、本公開買付価格である当社の普通株式1株当たり123,000円は、当社の株式に対する買付け等に関する憶測報道があった平成24年10月20日の直前取引日である平成24年10月19日の当社株式のJASDAQ市場における普通取引終値の82,700円に対して約48.7%、平成24年10月19日から遡る過去1ヶ月間（平成24年9月20日から平成24年10月19日まで）の普通取引終値の単純平均値79,824円に対して約54.1%、同過去3ヶ月間（平成24年7月20日から平成24年10月19日まで）の普通取引終値の単純平均値78,961円に対して約55.8%、同過去6ヶ月間（平成24年4月20日から平成24年10月19日まで）の普通取引終値の単純平均値81,028円に対して51.8%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、住友商事及びKDDIが本公開買付価格を決定した前営業日である平成25年2月25日の当社株式のJASDAQ市場における普通取引終値の110,900円に対して約10.9%のプレミアムを加えた金額となります。

買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

住友商事及びKDDIによれば、このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者ら以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者ら及び住友商事と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、住友商事及びKDDIより、本公開買付け後の組織再編等の方針について以下の説明を受けております。

住友商事及びKDDIによれば、本公開買付けは、上記「（２）本公開買付けの概要」に記載のとおり、本取引の一環として実施するものであり、本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式（本新株予約権の行使により交付される当社の普通株式を含みます。但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けに応募された株券等の数にかかわらず、以下に述べる方法により、住友商事、KDDI及びNJ又は住友商事及びKDDIが、当社の発行済株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しているとのことです。具体的には、本公開買付けの決済が完了した後、当社の株主を住友商事、KDDI及びNJのみ、又は住友商事及びKDDIのみとするために、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社である当社において、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと等を内容とする定款の一部変更を行うこと、及び当社が全部取得条項の付された当社の普通株式の全部（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに普通株式とは別個の種類当社の株式を交付すること、並びに、上記及びを付議議案に含む臨時株主総会を開催し、上記及びを上程すること、及び上記の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会を開催し、上記を上程することを当社に要請する予定とのことです。なお、住友商事及び公開買付者らは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（但し、当社を除きます。）には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式をKDDI又はNJに売却すること等によって得られる金銭が交付されることになるとのことです。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付けにおける当社の普通株式の買付け等の価格に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定とのことです。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定とのことです。住友商事、KDDI及びNJ、又は住友商事及びKDDIが当社の発行済株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（住友商事、KDDI及びNJ、又は住友商事及びKDDIを除きますが、KDDIがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している当社の普通株式を含みます。）に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるような数の種類株式のみを発行するよう決定される予定とのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は最終的には裁判所が判断することになります。上記のほか、上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、上記の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに当社の別個の種類株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の住友商事及び公開買付者らによる当社の株式の所有状況並びに住友商事及び公開買付者ら以外の当社の株主による当社の株式の所有状況等により、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、上記方法を変更する場合でも、当社の各株主に最終的に交付されることになる金銭等については、本公開買付けにおける当社の普通株式の買付け等の価格と同一となるよう算定される予定とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期（なお、現時点では、本公開買付けの決済の完了後4ヶ月以内を目処に実施予定とのことです。）等については、住友商事及びKDDIと協議のうえ、決定次第、速やかに公表する予定です。

また、住友商事及び公開買付者らは、上記各手続の実施後に、当社を存続会社とし、NJを消滅会社とする本件合併を実施することを予定しているとのことであり、上記各手続の実施後において、NJが当社の株主として残る場合であっても、本件合併の結果、当社に対する住友商事及びKDDIの直接の議決権保有比率が、それぞれ50%ずつとなる予定とのことです。

なお、本公開買付けへの応募、上記各手続の実行によって交付される対価としての金銭等の受領、又は上記各手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社の普通株式は、本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されております。しかしながら、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定しないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、住友商事及びKDDIによれば、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、住友商事及び公開買付者は、適用法令に従い、当社の発行済株式の全て(但し、当社が保有する自己株式を除きます。)の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。その場合、当社の普通株式はJASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

また、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われたい予定です。

(6) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

上記「(5)上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式は上場廃止となる予定ですが、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に協議、検討した結果、本公開買付けは当社の企業価値の向上に資するものであり、当社の株主及び新株予約権者に対して合理的な価格で売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、本公開買付けにより、住友商事、KDDI及びNJ、又は住友商事及びKDDIが当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、住友商事及び公開買付者は、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の方法により、上場廃止となる当社普通株式に代わる対価として金銭の交付を受ける機会を当社の一般株主に提供しつつ、当社を、住友商事、KDDI及びNJ、又は住友商事及びKDDIが当社の発行済株式の全てを保有する会社とすることを企図しているとのことです。また、普通株式に代わる対価として交付を受ける金銭の額については、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた額と同一になるように算定する予定とのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
森 修一	社長 代表取締役	-	245	245
大山 俊介	副社長 代表取締役	事業戦略部門長	122	122
青木 智也	専務取締役	経営管理部門長 兼 財務・経理本部長	199	199
福田 峰夫	専務取締役	ケーブルTV事業部門長 兼 事業企画室長	280	280
加藤 徹	取締役	メディア事業部門長 兼 チャンネル営業本部長	169	169
山添 亮介	取締役	技術部門長	19	19
中井 芳紀	取締役	ケーブルTV事業部門長補佐 兼 関西本部長	65	65
大澤 善雄	取締役	-	-	-
御子神 大介	取締役	-	-	-
両角 寛文	取締役	-	-	-
高橋 誠	取締役	-	-	-
藤本 邦雄	常勤監査役	-	18	18
澁谷 年史	監査役	-	-	-
高木 憲一郎	監査役	-	-	-
山口 勝之	監査役	-	-	-
計			1,117	1,117

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役大澤善雄氏、御子神大介氏、両角寛文氏、高橋誠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役澁谷年史氏、高木憲一郎氏、山口勝之氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注4) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれに係る議決権の数を含めた数を記載しております。なお、役員持株会を通じて所有する株式の数については、本書提出日現在の数に基づいて計算しております。

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権の数(個)
森 修一	社長 代表取締役	-	164	164	164
大山 俊介	副社長 代表取締役	事業戦略部門長	105	105	105
青木 智也	専務取締役	経営管理部門長 兼 財務・経理本部長	661	661	661
福田 峰夫	専務取締役	ケーブルTV事業部門長 兼 事業企画室長	99	99	99
加藤 徹	取締役	メディア事業部門長 兼 チャンネル営業本部長	365	365	365
山添 亮介	取締役	技術部門長	-	-	-
中井 芳紀	取締役	ケーブルTV事業部門長補佐 兼 関西本部長	-	-	-
大澤 善雄	取締役	-	-	-	-
御子神 大介	取締役	-	-	-	-
両角 寛文	取締役	-	-	-	-
高橋 誠	取締役	-	-	-	-
藤本 邦雄	常勤監査役	-	28	28	28
澁谷 年史	監査役	-	-	-	-
高木 憲一郎	監査役	-	-	-	-
山口 勝之	監査役	-	-	-	-
計			1,422	1,422	1,422

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役大澤善雄氏、御子神大介氏、両角寛文氏、高橋誠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役澁谷年史氏、高木憲一郎氏、山口勝之氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。